

医療的ケア児等退院時診療情報提供書運用基準案

1 目的

居住地域を管轄する保健所へ医療的ケア児等の退院時診療情報の提供を速やかに行い、医療的ケア児等とその家族へ継続的な支援を提供するために運用する。

2 対象者

在宅人工呼吸器、在宅酸素、在宅中心静脈栄養、気管切開、経管栄養等の医療ケアを要する者

3 運用方法

担当医師、看護師等が口頭で患者あるいはその家族へ「医療的ケア児等退院時診療情報提供書（以下「情報提供書」という。）」について説明し、同意（※1）が得られた場合にのみ、当該患者の居住地を管轄する保健所へ情報提供書を送付こととする。ただし、当該患者が退院した日から2週間以内に送付するよう努める。

なお、「診療情報提供料 I」を算定する場合は、算定要件に留意すること。

※1 患者が15歳以上20歳未満の場合は、患者と家族の同意が必要。

4 記載内容の留意事項

- (1) 記載内容は簡潔明瞭に記載する。
- (2) 記載事項は専門用語、略語は使用しない。
- (3) 記載項目は把握している情報のみを記入し、情報が不明な場合は空欄にする。
- (4) 診断名はカルテに記載されている学術診断名を記載する。